

# 公 示

公示第65号

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」の一部改正について

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け公示第78号）を別紙のとおり一部改正する。

令和6年12月24日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」の一部改正について

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第78号</p> <p style="text-align: center;">公定幅運賃の範囲の指定方法等について</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」を別紙のとおり定めたので、公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 和迩 健二</p> <p style="text-align: right;">（別紙）</p> <p style="text-align: center;">公定幅運賃の範囲の指定方法等について</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. タクシー運賃に係る公定幅運賃の変更方法                      タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。                      （1）公定幅運賃の変更手続きの開始                      以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。                      （ア）運賃審査基準公示1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合                      当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として、最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第78号</p> <p style="text-align: center;">公定幅運賃の範囲の指定方法等について</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」を別紙のとおり定めたので、公示する。</p> <p>平成26年1月27日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 和迩 健二</p> <p style="text-align: right;">（別紙）</p> <p style="text-align: center;">公定幅運賃の範囲の指定方法等について</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. タクシー運賃に係る公定幅運賃の変更方法                      タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。                      （1）公定幅運賃の変更手続きの開始                      以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。                      （ア）運賃審査基準公示1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合                      当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として、最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車</p>

両数の5割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の5割以上となること。

- (a) 当該運賃適用地域（特定地域等）に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。
- (b) 当該運賃適用地域（特定地域等を除く。）にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、運賃審査基準公示に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足りることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすること。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にも営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、運賃審査基準公示2.（2）に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2)～(7) (略)

6. (略)

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成28年6月30日付け公示第21号で一部改正）

本公示は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（令和4年12月13日付け公示第69号で一部改正）

改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。

附 則（令和6年12月24日付け公示第65号で一部改正）

両数の7割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

- (a) 当該運賃適用地域（特定地域等）に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。
- (b) 当該運賃適用地域（特定地域等を除く。）にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、運賃審査基準公示に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足りることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすること。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にも営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、運賃審査基準公示2.（2）に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2)～(7) (略)

6. (略)

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成28年6月30日付け公示第21号で一部改正）

本公示は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（令和4年12月13日付け公示第69号で一部改正）

改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。

1. 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に要請のあったものから適用し、既に要請のあったものにも遡及して適用する。
2. 記5.(1)の規定における申請率を満たした場合であっても、改正前の運賃適用地域における申請率が5割以上となった場合、改正前の当該運賃適用地域に限り、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始できるものとする。この場合、記5.(2)の規定中「運賃適用地域」とあるのは「改正前の運賃適用地域」に読み替えて適用するものとする。
3. 記5.(3)以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。